電子調達システム (物品・役務)説明会

日時 (第1回)令和2年11月20日(金)15時から (第2回)令和2年11月26日(木)10時から

場所 友部公民館

入札の電子化、「物品・役務」の電子入札システムの導入について

- 〇行政手続きの原則オンライン化の推進
- 〇入札制度の現状と課題
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策
 - ・公正な入札、談合の抑止
 - 入札契約事務の効率化
 - 入札参加者の利便性の向上
- 〇これらの背景から・・・
 - •電子入札の対象拡大
 - ・「物品・役務」の電子入札システムの新たな導入
- 〇入札の電子化に伴う入札参加者に対する支援策
 - ・機器購入等の経費に対する補助金交付

「物品・役務」の電子入札システム導入スケジュール

資料 2

- 〇運用開始予定
 - •令和3年4月
- 〇対象案件
 - ・物品購入及び役務の提供の全て
- 〇入札方式
 - •指名競争入札

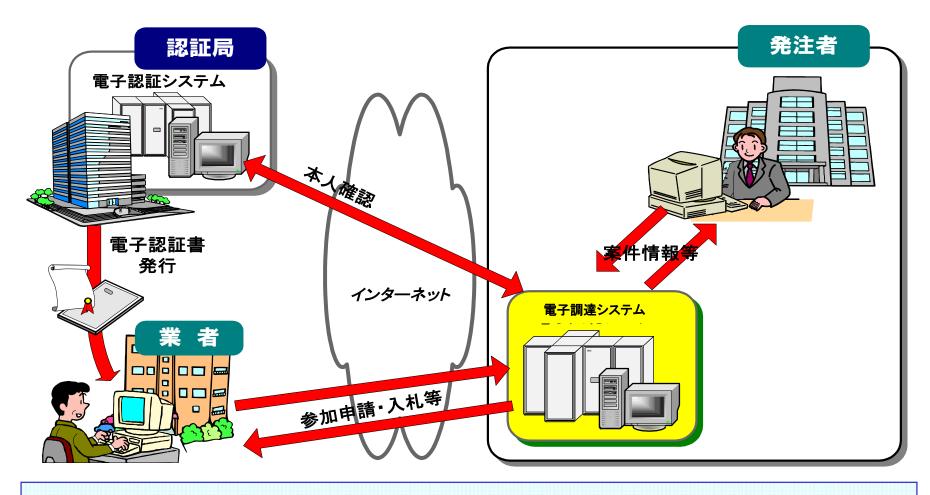
茨城県電子調達システム (物品・役務)説明資料

日時:令和2年11月20日(金)15:00~,26日(木)10:00~

場所: 友部公民館

電子調達システムの概要

〇電子入札(調達)とは



インターネットを利用して、入札に係る事務処理を行います。

- ・入札書や見積書の提出
- 指名通知や見積依頼通知, 入札結果通知の受領
- ・入札公告, 仕様書や図面の閲覧やダウンロード, 入札結果の確認

〇システムの構成と稼働時間

電子調達システム



(システムの概要)

- ・調達に係る一連の事務手続き(一般競争入札の参加申請提出, 指名通知の受領,入札書/見積書の提出,入札結果の確認等)を インターネット 経由で行うシステム
- ・発注者と受注者(業者名簿に登録された業者のみ)が利用可能

(利用時間)

9:00~18:00(土日・休日を除く)

入札情報サービスシステム(PPI: Public works Procurement Information service)



(システムの概要)

- ・入札情報や入札結果の公開,競争参加資格者情報の公開,入札 案件の仕様書等のダウンロードをインターネット経由で行うシス テム
- ・発注者と受注者以外に一般の方も利用可能

(利用時間)

24時間(土日・休日も利用可)

〇電子調達に必要なもの

- パソコン: Windows 8.1, 10 (32bit/64bitパソコン)
 インターネット閲覧ソフト: Internet Explorer 11
- プリンター:スキャナ機能が装備されていることが望ましい。
- 一般競争入札・指名競争入札に参加する場合は電子証明書(ICカード)・カードリーダーも必要になります。なお、ICカードは工事の電子入札用のものが共用できます。 (随意契約のみに参加する場合には、ICカードやカードリーダーは 必要有りません。会計管理課が発行するID/パスワードだけで、 システムを利用できます。)

*システムの利用方法

契約方式	システム利用方法		
一般競争入札	ICカード方式		
指名競争入札	10万一ト万式		
随意契約:少額物品	ID/パスワード方式		





○ ICカードの購入方法等

- ・入札に必要なICカード等は、以下のような民間認証局から購入します。
- ・購入方法の詳細は各認証局に確認をお願いします。

民間認証局	ホームページアドレス	問合せ先
(株) NTTネオメイト	https://www.e-probatio.com/index.html	06-6348-1060
(株) 帝国データバンク	https://www.tdb.co.jp/typeA/index.html	0570-011-999
東北インフォメーション・	https://www.toinx.net/ebs/info.html	022-799-5566
システムズ (株)	https://www.toinx.net/ebs/info.html	
日本電子認証(株)	https://www.ninsho.co.jp/aosign/index.html	0120-345-240
三菱電機インフォメーション	https://www.diacert.jp/plus/index.html	03-6771-5108
ネットワーク(株)		

〇事前準備

競争入札と随意契約に参加する場合

- ① 電子入札コアシステム対応認証局ICカード/ICカードリーダの購入
- ② ICカードリーダのセットアップ (各認証局の手順により設定)
- ③ インターネットエクスプローラー(IE)等の設定
- ④ 利用者登録(電子調達システムにICカードを登録)

随意契約のみに参加する場合

- ① インターネットエクスプローラー(IE)等の 設定
- ② 電子入札補助アプリの設定
- ③ 利用者情報の確認

電子調達の利用開始

*詳細な設定手順は、電子調達のホームページを確認してください。



〇入札書/見積書/資料の提出

- 〇 システムを操作するにあたって
- ・入札書や見積書の金額入力は正確に
- ・入力処理は余裕を持って
- ・必ず受信結果の確認を

- → 一旦提出すると訂正不可
- → 締切り間際の入力はトラブルのもと
- → サーバの受信時間, 受付票をチェック

○ 電子ファイルで送信できるファイル

受注者から送信できるファイルは以下のファイルに限定されますので、

送信時に注意してください。

- ・テキストファイル(拡張子がtxt. csv)
- ・画像ファイル(拡張子jpe g, bmp, tiff等)

(注)送信できるファイル数は1ファイル(上限3MB)です。



電子入札システムに係る機器購入等補助金交付

資料 4

入札の電子化に伴い、機器購入等に係る経費に対して補助金として交付する。

○補助対象機器購入等の例

- ・パソコン購入、ネットワーク回線接続、ICカード購入、ICカードリーダー購入
- ※パソコン購入は、現在所有していない場合、又は現在所有のものが電子入札システムに対応していない場合に限ります。

〇補助対象者

- ・入札参加資格者名簿に市内本店で登録がある者
- ・入札の電子化に伴い、新たに機器購入が必要となる者
- ・市に納付すべき税に未納がない者
- ・笠間市暴力団排除条例に該当しない者

○補助金の交付額

- ・機器購入等に係る経費の1/2以内の額とし、5万円を限度とする。
- 1.000円未満の端数は切り捨てる。

〇補助金の手続き

・配布した「笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付要綱」及び関係様式により手続きをしていただきます。

○補助金の期間

- ・令和2年12月1日から受付開始、令和3年3月31日まで
- ※期限までに補助金交付決定を受けたものを有効とする。

(目的)

第1条 この告示は、入札参加者の負担を軽減し、円滑に入札を執行することを目的に、入札参加者が笠間市電子入札システムを利用するために必要な機器購入等に要する経費に対し、予算の範囲内において笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、笠間市補助金等交付規則(平成18年笠間市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 笠間市電子入札システム 笠間市が執行する入札手続のうち,入札 案件の登録から参加申請,入札,落札者の決定までの事務をコンピュータ とネットワーク (インターネット)を使用して処理するシステムをいう。
 - (2) I Cカード 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律 第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が 発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
 - (3) 機器購入等 パソコン, I Cカード, I Cカードリーダー等の購入 及びネットワーク回線接続等に係る費用で市長が必要と認めたものをいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は,笠間市建設工事等入札参加資格審査基準要綱(平成18年笠間市告示第16号)に定める建設工事業者競争入札参加資格者名簿において,市内に本店所在地の登録がある者のうち,入札の電子化に伴い,新たに機器購入等が必要となる者で,次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 法人にあっては法人及び役員全員、個人にあっては事業主本人において、市に納付すべき税について未納がない者。
 - (2) 法人にあっては役員全員,個人にあっては事業主本人において,笠間市暴力団排除条例(平成23年笠間市条例第26号)第2条第2号又は

第3号の規定に該当しない者。

(補助金の交付額)

- 第4条 補助金の交付額は、機器購入等に係る費用の2分の1以内の額とし、 5万円を限度とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の制限)

第5条 補助の回数は、補助対象者ごとに、1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容について審査 し、補助金の交付が適当であると認めたときは、当該補助金の交付を決定し、 笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付決定通知書(様式第2 号)により補助対象者に通知するものとする。

(変更の承認等)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更するときは、速やかに、笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、笠間 市電子入札システムに係る機器購入等補助金変更承認決定通知書(様式第4 号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、笠間市電子入 札システムに係る機器購入等補助金交付請求書(様式第5号)に必要書類を 添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当

であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、当該交付決定者に対して支給した補助金の全部又は一部 を返還させることができる。
 - (1) この告示に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定したときは、笠間市電子入札システムに係る 機器購入等補助金交付決定(一部)取消通知書(様式第6号)により通知す るものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月18日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けたものについては、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

印

あて先 笠間市長

申請者 住 所 (所在地) 笠間市 法人名又は氏名 代表者名

笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付申請書

笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付要綱第6条の規定により、下 記のとおり申請します。

記

1 内容及び交付申請額

購入機器等名	金	額	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合計金額	 		円
交付申請額			円

2 添付書類

- ・機器購入等を証する書類(見積書等)
- ・法人にあっては履歴事項全部証明書
- ・市税に未納のないことを証する書類(法人にあっては法人及び役員全員)
- ・誓約書(笠間市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号の規定に該当しないこと を誓約するもの)

誓 約 書

笠間市長 山口 伸樹 あて

私は、私および役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む)が、笠間市暴力団排除条例(平成23年条例26号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことを誓約します。

令和 年 月 日

住	所	
名	称	
	1.4	
代表表	者氏名	(FI)

会社役員の納税状況証明書 (兼納税状況調査同意書)

笠間市長 山口 伸樹 あて

笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条の交付申請をするにあたり、弊社の会社役員(代表役員含む)の納税状況について社内で確認をしたところ、役員全員について市税の滞納がありませんでしたので、これを証します。

また、交付要綱第7条の審査に必要があるときは、法人及び下記役員の市税の納付状況について、市が調査することに同意します。

 令和	圧	H	\exists
´┯ <i>/</i> til	14-	Н	п

<u>住</u>	所	
商号または	名称	
代表者日	: 名	(FI)

納税状況調査にかかる同意(会社役員分)

役職	氏 名	住 所	印

注) 履歴事項全部証明書に記載の役員を全員記載すること。

あて先 笠間市長

申請者住所(所在地)笠間市法人名又は氏名印代表者名

笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金について、下記のとおり変更したいので、笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更内容

区分	購入機器等名	金額
		円
変		円
更		円
前	交付決定額	円
		円
変		円
更後		円
仅	交付申請額	円

- 2 変更理由
- 3 添付書類 機器購入等を証する書類(見積書等)

年 月 日

あて先 笠間市長

請求者住所(所在地)法人名又は氏名印代表者名

円

笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金について、笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金交付要綱第9条の規定により、下記の金額を請求します。

記

- 1 補助金の名称 笠間市電子入札システムに係る機器購入等補助金
- 2 交付請求額
- 3 振込先

金融機関名			本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号		
ふりがな				
口座名義				

4 添付書類

機器購入等を証する書類 (領収書)